

長崎国際大学薬学部医療情報学研究室における個人を特定できる情報を含む医療情報等の外部持ち出しに関する申合せ

令和2年6月1日

(目的)

第1条 個人を特定できる情報を含む医療情報等（以下「個人情報」という。）の外部持ち出しの取扱いについては、この申し合わせの定めるところによるものとする。

(持出の原則禁止)

第2条 名前、生年月日、患者ID等の個人情報は、原則として研究室外への持ち出しは禁止する。但し、研究上必要な行為の一環として行う場合や法令等の規定により第三者への提供が認められているもの、学会の認定医申請や他施設共同研究等の場合で個人情報を記載することが要請されているものの他、研究室長が特に必要と認めた場合等、真にやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(申請及び許可)

第3条 個人情報を外部に持ち出す必要がある場合は、保有個人情報の外部持ち出し申請書（別紙）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、研究室長に申請しなければならない。なお、本研究室に以前在籍していた者（以下「部外者」という。）が、学会の認定申請等のため、やむを得ず本研究室の個人情報を取得したい場合は、申請書とともに身分を証明するものを併せて提出させ、本人確認を行ったうえで可否を決定するものとする。

2 研究室長は、前項の申請を受理した場合は、直ちに外部持ち出しの可否を決定し、申請書により申請者に通知するものとする。但し、許可しない場合は、申請書に理由を付し申請者に通知するものとする。また、外部持ち出しを許可された部外者については、個人情報保護に関する誓約書の取扱要項に準じ、誓約書を提出させるものとする。

(退職時の個人情報の返却)

第4条 本研究室で研究に従事する者が退職、退学等する場合は、個人情報は廃棄するものを除き全て本研究室に返却しなければならない。但し、第2条に規定する真にやむを得ない理由がある場合は、前条に規定する手続きにより、個人情報の持ち出しを認めることがある。

(補足)

第5条 この申し合わせに定めるもののほか、個人情報の外部持ち出しに関し、必要が生じた場合には、適宜、薬学部教授会において協議する。

附 則

この申し合わせは令和2年7月1日から施行する。